

令和元年度

和泉市一般会計等及び公営企業会計
財政健全化審査意見書

和泉市監査委員

古紙配合率 70%・白色度 70%再生紙を使用しています。
100部作成・1部当たりの単価約 114円

和泉監第191号
令和2年9月2日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市監査委員 露 口 六 彦
和泉市監査委員 服 部 敏 男

令和元年度和泉市一般会計等及び公営企業事業会計の
財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度和泉市健全化判断比率及び和泉市資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	頁
1. 審査の種類 -----	1
2. 審査の対象 -----	1
3. 審査の着眼点 -----	1
4. 審査の主な実施内容 -----	1
5. 実施場所及び日程 -----	1
6. 審査の結果 -----	2
(1) 健全化判断比率	
①実質赤字比率 -----	2
②連結実質赤字比率 -----	2
③実質公債費比率 -----	3
④将来負担比率 -----	3
(2) 資金不足比率 -----	3
7. むすび -----	4

令和元年度 和泉市一般会計等財政健全化審査意見書

1. 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

2. 審査の対象

- (1) 令和元年度 健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率

- (2) 令和元年度 資金不足比率

3. 審査の着眼点

- (1) 形式審査
 - ① 指標の算定の基礎となる事項を記載した書類は、具備されているか。
 - ② 書類の様式、内容は法令に準拠して作成されているか。
 - ③ 計数は証書類、関係帳簿の計数と一致しているか。

- (2) 実質審査
 - ① 指標の算定の基礎となっている数値が適正か。
 - ② 指標の算定に誤りはないか。
 - ③ 指標が合理的、妥当に算定されているか。

4. 審査の主な実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従い適正に作成されているか、計数が正確であるかを関係書類等を照合審査するとともに、関係職員から説明を受け、質問するなどの方法により実施した。

監査基準第16条の規定に基づき、次の実施手続きを組み合わせ、合理的かつ効果的に行った。(証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧)

5. 実施場所及び日程

- (1) 実施場所：本庁会議室

- (2) 日 程：令和2年8月6日から令和2年8月17日

6. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

各比率の状況は次のとおりである。

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の総称である。

過去5年間の比率の推移は次の表のとおりである。

健全化判断比率の推移表

(単位：%)

健全化判断比率 (4指標)	H27	H28	H29	H30	R1	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.62	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.62	30.00
実質公債費比率	6.7	6.5	6.6	6.3	6.6	25.0	35.0
将来負担比率	0.0	—	—	—	—	350.0	

(注) 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

① 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

令和元年度の一般会計等の実質収支が黒字であったため、実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計の実質収支が50,609千円減少したことにより、前年度のマイナス0.26%から0.15ポイント悪化し、マイナス0.11%となっている。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

令和元年度の一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、法適用企業である水道事業会計の資金剰余額は約22億円、公共下水道事業会計の資金剰余額は約4億8千万円で、連結実質赤字比率は負の値となっている。

前年度と比較すると、一般会計の実質収支額が減少したものの、国民健康保険事業特別会計の実質収支額や水道事業会計等の資金剰余額が増加したことにより、前年度のマイナス7.19%から1.99ポイント好転し、マイナス9.18%となっている。

③ 実質公債費比率

公営企業の元利償還金に対する繰出金や一部事務組合の元利償還金に対する負担金等を含めた、一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する比率。なお、利用する比率は単年度ではなく3ヵ年平均を用いることとされている。

令和元年度の実質公債費比率（3ヵ年平均）は6.6%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っており良好な状況である。

前年度の6.3%から0.3ポイント増加しているのは、市営和泉中央住宅や小中一貫校の整備、小中学校体育館の大規模改修等による公債費が増加したためである。

なお、単年度の比率は平成30年度が6.3%、令和元年度が6.9%で、0.6ポイント増加している。

④ 将来負担比率

一部事務組合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

令和元年度の将来負担比率はマイナス33.2%であり、早期健全化基準の350.0%を下回っており良好な状況である。

前年度と比較すると、地方債現在高の減少などで将来負担額が縮小したことに加え、充当可能基金が増加したことにより、前年度のマイナス29.4%から3.8ポイント好転している。

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、各公営企業における資金不足額を、各事業の規模で除した比率。

和泉市においては、法適用企業である水道事業、公共下水道事業、病院事業の3事業と、法非適用企業である浄化槽事業が対象となる。

資金不足比率の推移表

(単位：%)

事業	H27	H28	H29	H30	R1	経営健全化基準
水道事業	—	—	—	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	—	—	—	20.0
病院事業	—	—	—	—	—	20.0
浄化槽事業	—	—	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示する。

① 水道事業（法適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

② 公共下水道事業（法適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

③ 病院事業（法適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

④ 浄化槽事業（法非適用企業）

資金不足額が発生していないことから、資金不足比率については算定されず、経営健全化基準の 20.0%と比較すると良好な状況である。

7. むすび

各指標の算定結果については、本市においては早期健全化基準をすべてクリアしており、堅実な財政運営が行われている。

個々にみると、一般会計の実質収支が前年度と比べ減少したことなどにより実質赤字比率は悪化しているが、水道事業会計の資金剰余額が増加したことなどにより連結実質赤字比率は前年度に比べ好転している。

実質公債費比率では、市営住宅や小中一貫校の整備などの公債費の増加により悪化しているが、地方債残高の減少などにより将来負担比率は前年度より好転している。

また、資金不足比率においては、すべての公営企業において資金不足額が発生しておらず、良好な状況である。

今後、庁舎建設に伴う起債発行により、公債費増加が見込まれるなか、財政が圧迫されることのないよう、経費の削減に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営に努められたい。